

鶴岡市認知症高齢者等見守りサービス事業について

1. 事業の目的

在宅の認知症高齢者等のいる世帯に対して見守り支援員[※]を派遣し、認知症特有の症状に対応した見守りや話し相手等の支援を行うことにより、介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、認知症高齢者等の在宅生活の継続と向上を図ること目的としています。

※ 鶴岡市で行う「見守り支援員養成研修」または「鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業 総合担い手養成研修」を修了した方が、見守り支援員として活動できます。

2. 利用対象者

市内に居住する認知症高齢者等（65 歳以上の方、または、40 歳から 64 歳までの要介護認定を受けている方）で、認知症高齢者日常生活自立度がⅡ a 以上であり、在宅での見守りを必要とする方。

3. サービス内容

見守りサービスは介護保険を補てんする生活支援のサービスです。対象者宅で主に見守りや話し相手等の支援を行います。原則として直接身体に触れる介護は行いませんが、トイレ誘導程度は必要に応じて行います。

| 見守りサービスに含まれるもの | 見守りサービスに含まれないもの |
|----------------|-----------------|
| 食事や水分補給の声かけ・確認 | 食事介助 |
| トイレへの誘導 | パット、オムツ交換 |
| 服薬の声かけ・確認 | 服薬介助 |
| 話し相手、趣味を一緒に行う | |
| 散歩の見守り | 一緒の買い物 |
| 火の元の確認等 | |

4. 利用できる時間帯と利用時間数、利用者負担金

原則、一日 24 時間対応ですが、対応できる見守り支援員がいない場合は、対応可能な時間内でのサービス提供となります。

なお、ひと月あたり 80 時間を上限とします。

| 利用時間帯 | 時 間 | 1 時間あたりの利用者負担金 |
|-------|------------------------|----------------|
| 早朝時間帯 | 午前 6 時 ～ 午前 7 時 30 分まで | 250 円 |
| 通常時間帯 | 午前 7 時 30 分 ～ 午後 8 時まで | 200 円 |
| 夜間時間帯 | 午後 8 時 ～ 午後 10 時まで | 250 円 |
| 深夜時間帯 | 午後 10 時 ～ 午前 6 時まで | 300 円 |

※ 生活保護受給者は無料となり、利用者負担金を市が負担します。